

○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

平成2年12月3日運輸省告示第596号
最終改正：令和7年5月30日国土交通省告示第422号

核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）の規程に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示を次のように定める。

（用語）

第1条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（表面密度限度）

第2条 規則第7条第2項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	0.4ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	4ベクレル毎平方センチメートル

（輸送物等の輸送指数の決定方法）

第3条 規則第8条第3項の輸送指数の決定に用いられる値が、0.05以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を0とすることができる。

- 一 輸送物の表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、規則第8条第2項第1号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 輸送物が収納されているコンテナの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
（核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準の一部を適用しない核分裂性輸送物の臨界安全指数）

第3条の2 規則第8条第4項第2号の告示で定める値は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）第23条の2の式により算出される臨界安全指数とする。

（核燃料輸送物等に係る標識）

第4条 規則第9条第1項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第9条第1項の表第1号及び第4号に掲げる核燃料輸送物等にあっては、第1類白標識（第1号様式）
- 二 規則第9条第1項の表第2号及び第5号に掲げる核燃料輸送物等にあっては、第2類黄標識（第2号様式）
- 三 規則第9条第1項の表第3号及び第6号に掲げる核燃料輸送物等にあっては、第3類黄標識（第3号様式）
- 四 規則第9条第1項の表第7号に掲げる核燃料輸送物等にあっては、臨界安全指数標識（第3号の2様式）

第4条の2 規則第9条第2項第1号及び第3項第2号の規定による国連番号の表示は、当該核燃料物質等（本邦内のみを運搬されるものを除く。）の品名ごとに別表で定める国連番号を「U

N」の文字に続けて表示することにより行うこととする。

- 2 規則第9条第2項第2号及び第3項第3号の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げる日本語名又は英語名（ただし、「less than 0.1 kg per package」、「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く。）のとおりとする。
- 3 規則第9条第2項第10号の規定による当該輸送容器の識別記号は、施行規則第18条の18第3号又は外運搬規則第22条第6号による承認容器登録番号が定められているものにあつてはその番号、承認容器登録番号が定められていないものにあつては設計された国の名称及び製造業者名を表示するものとする。

（三葉マーク）

第5条 規則第9条第4項の告示で定めるマークは、三葉マーク（第4号様式）とする。

（コンテナ標識）

第6条 規則第9条第5項及び第18条第7項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識（第5号様式）とする。

（コンテナ標識に係る国連番号の表示）

第7条 規則第9条第7項及び第18条第9項の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げる日本語名又は英語名（ただし、「less than 0.1 kg per package」、「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く。）のとおりとする。

- 2 規則第9条第7項及び第18条第9項の規定による国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を65ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第9条第5項又は第18条第7項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

二 規則第9条第5項又は第18条第7項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識（規則第9条第6項又は第18条第8項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）に近接して付された国連番号用副標識（第6号様式）上

（I P型輸送物等に係る放射能の量の限度）

第8条 規則第十条第五項及び第18条第11項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

一 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。）第4条第1項第1号に定めるLSA-I及び核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第一号に定めるLSA-I	制限なし
二 LSA-II等（放射性同位元素科学技術庁告示第4条第1項第2号に定めるLSA-II及び核燃料物質科学技術庁告示第5条第1項第2号に定めるLSA-IIをいう。以下同じ。）及びLSA-III等（放射性同位元素科学技術庁告示第4条第1項第3号に定めるLSA-III及び核燃料物質科学技術庁告示第5条第1項第3号に定めるLSA-IIIをいう。以下同じ。）のうち可燃物以外の固体	制限なし
三 LSA-II等及びLSA-III等のうち前号に掲げるものの以外のもの	核燃料物質科学技術庁告示第3条の表の特別形核燃料物質等以外のものの項に定めるA ₂ 値（以下「A ₂ 値」という。）の百倍
四 放射性同位元素科学技術庁告示第4条第2項第1号に定めるSCO-I及び核燃料物質科学技術庁告示第5条第2項第1号に定めるSCO-I並びに放射性同位元素科学技術庁告示第4条第2項第2号に	A ₂ 値の百倍

定めるSC0-II及び核燃料物質科学技術庁告示第5
条第2項第2号に定めるSC0-II

(車両表面の汚染限度)

第9条 規則第11条第2項及び第18条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

- 一 非固定性汚染 車両の表面の放射性物質の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性同位元素	0.4ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	4ベクレル毎平方センチメートル

- 二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線量当量率が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第10条 規則第12条第1項及び第18条第14項の告示で定める車両標識は、車両標識(第7号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第11条 規則第12条第2項及び第18条第15項の規定による国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を65ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第12条第1項又は第18条第14項の規定により車両に付された車両標識上
二 規則第12条第1項又は第18条第14項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第6号様式)上

(放射線防護計画の記載事項)

第11条の2 規則第16条の3の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
三 核燃料輸送物等の表面の汚染に関する事項
四 核燃料輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
五 緊急時の対応に関する事項
六 緊急時のための訓練に関する事項
七 放射線防護計画の品質保証に関する事項
八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(教育及び訓練に関する事項)

第11条の3 規則第16条の4の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 核燃料輸送物等の取扱い方法に関する事項
二 職務に応じた特定の訓練に関する事項
三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(規則第17条の2第9項の告示で定める物質)

第11条の4 規則第17条の2第9項の告示で定める物質は、取決め規則第1条第1項の表第4号ハに掲げる物質及び同表第5号に掲げる物質のうち照射された同表第4号ハに掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であったものに限る。)とする。

(特定核物質防護秘密)

第11条の5 規則第17条の2第10項の当該秘密が漏えいした場合には妨害破壊行為等が行われるおそれが特に大きいものとして告示で定めるものは、同条第8項第1号、第2号、第5号、第7号及び第9号に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密とする。

(申告書に記載する事項等)

第11条の6 規則第17条の2第10項第1号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。

申告書に記載する事項	その他の書類
------------	--------

一 氏名	住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち2以上の書類（うち少なくとも1つは写真があるもの）
二 生年月日	住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち2以上の書類（うち少なくとも1つは写真があるもの）
三 国籍	住民票記載事項証明書又はこれに準ずる書類
四 住所及び居所	一 住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち2以上の書類（うち少なくとも1つは写真があるもの） 二 公共料金の領収書又はこれに準ずる書類
五 所属する法人及び部署	
六 学歴	
七 職歴	
八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第7項に規定する原子力施設での勤務経験又は核燃料物質等の運搬に係る経験を有する場合にあっては、その職務内容	
九 海外渡航歴	旅券
十 犯罪及び懲戒の経歴	
十一 後見等の登記及び破産手続開始の決定の有無	相当の機関が発行する証明書又はこれに準ずる書類
十二 精神疾患の有無	
十三 アルコール及び薬物の影響の有無	アルコール及び薬物の影響に係る医師の診断書又は確認の主体となる事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査の結果を記載した書類
十四 外国による特定核燃料物質の防護を妨げる行為との関連がないことの誓約	
十五 テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関連がないことの誓約	
十六 申告事項に虚偽がないことの誓約	
十七 法令遵守及び秘密保持に関する誓約	

注

- 1 第10号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。
この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。
イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
 - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
 - (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
 - (3) 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）

- (4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- (5) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- (6) 関税法（昭和29年法律第61号）
- ロ イに掲げるもののほか、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）第1条第2号に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
- ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、非違に当たる行為を行い、懲戒処分を受けた日から起算して5年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な懲戒歴
- 2 第13号の下欄に規定する事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査（以下「アルコール等検査」という。）の結果を記載した書類についての取扱いは、次のとおりとする。
- イ アルコール等検査の結果、対象者にアルコール又は薬物の影響の可能性が認められる場合には、医師の診断書を提出させること。
- ロ 特定核物質防護秘密について業務上知り得る者及び業務上近づき得る者に対し、定期に又は随時にアルコール等検査を実施すること。この場合において、アルコール又は薬物の影響の可能性が認められるときには、医師の診断書を提出させること。
- 3 第1号、第3号、第5号又は第10号から第15号までの上欄に掲げる事項のいずれかに変更があった場合には、改めて当該事項について申告するよう、あらかじめ、対象者に対して注意を喚起しておくこと。

（汚染物等に係る輸送指数の決定方法）

第12条 規則第18条第5項の輸送指数の決定に用いられる値が、0.05以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を0とすることができる。

- 一 汚染物等（タンクに収納されているものを除く。）又は汚染物等が収納されているタンクの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、規則第18条第五5第1号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- （ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値）

第13条 規則第18条第5項第1号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	0.02
トリウムの化学的精鉱	0.3

（低比放射性物質等に係る標識）

第14条 規則第18条第6項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が0であるものにあっては、第1類白標識（第1号様式）
- 二 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、前号に掲げるものの以外のものであり、かつ、輸送指数が1を超えないものにあっては、第2類黄標識（第2号様式）
- 三 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、前2号に掲げるものの以外のものにあっては、第3類黄標識（第3号様式）
- 四 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、かつ、核分裂性輸送

物が収納されているものにあつては、臨界安全指数標識（第3号の2様式）

（表面汚染物に含まれる核分裂性物質の限度）

第15条 規則第18条第12項の告示で定める物質は、ウラン233、ウラン235、プルトニウム239又はプルトニウム241とし、同項の告示で定める量は、45グラムとする。

（同乗制限に係る低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク）

第16条 規則第18条第17項において準用する規則第16条の2の告示で定める低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクは、第14条第2号又は第3号に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

（特別措置により運搬する場合に付す標識）

第17条 規則第19条第4項の告示で定める標識は、第3類黄標識（第3号様式）とする。

（運搬の安全の確認が必要となる六ふつ化ウランの量）

第18条 規則第20条第1項の告示で定める量は、収納される六ふつ化ウランが0.1キログラムとする。

別表（第4条の2、第7条、第11条関係）

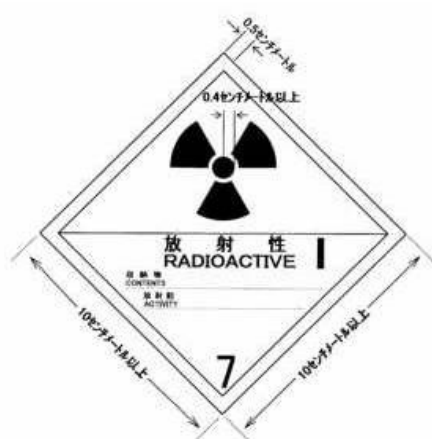
品 名		国 連 番 号
日 本 語 名	英 語 名	
L型輸送物（空容器）	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-EMPTY PACKAGING	2908
L型輸送物（機器等を構成する未照射の天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウム等）	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-ARTICLES MANUFACTURED FROM NATURAL URANIUM or DEPLETED URANIUM or NATURAL THORIUM	2909
L型輸送物（放射エネルギーが少量のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	2910
L型輸送物（機器等に内蔵される放射性物質）	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-INSTRUMENTS or ARTICLES	2911
低比放射性物質（LSA-I）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-I) non-fissile or fissile-excepted	2912
表面汚染物（SCO-I又はSCO-II）（核分裂性物質のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II) non-fissile or fissile-excepted	2913
A型輸送物（特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, non-special form, non-fissile or fissile-excepted	2915
BU型輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	2916
BM型輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	2917
特別措置により運送される放射性輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, non-fissile or fissile-excepted	2919
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物のもの）（L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, FISSIONABLE	2977
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物のものを除く。）（L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE non-fissile or fissile-excepted	2978

低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II) non-fissile or fissile-excepted	3321
低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III) non-fissile or fissile-excepted	3322
低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), FISSILE	3324
低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), FISSILE	3325
表面汚染物（SCO-I又はSCO-II）（核分裂性物質のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II), FISSILE	3326
A型輸送物（特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物であるもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, FISSILE non-special form	3327
BU型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, FISSILE	3328
BM型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, FISSILE	3329
特別措置により運送される放射性輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, FISSILE	3331
A型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物でないもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM non-fissile or fissile-excepted	3332
A型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物のもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, FISSILE	3333
六フッ化ウラン（L型輸送物のもの）（輸送物一個当たりの六フッ化ウランの質量が0.1キログラム未満のものであって核分裂性輸送物	URANIUM HEXAFLUORIDE, RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE, less than 0.1kg per package, non-fissile or fissile-excepted	3507

のものを除く。)		
----------	--	--

第 1 号様式（第 4 条、第14条関係）

第 1 類白標識



注 1 三葉マークは、第 4 号様式によるものとする。

2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。

3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。

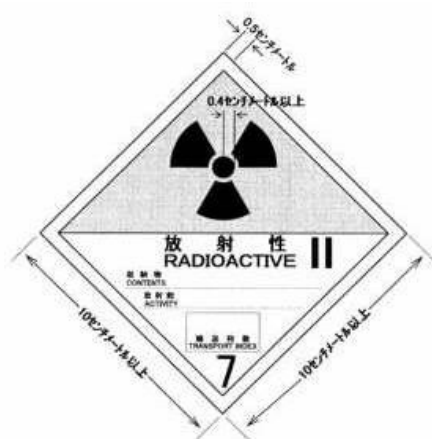
4 収納されている核燃料物質等が異なる 2 以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。

5 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあっては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。

6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	白	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

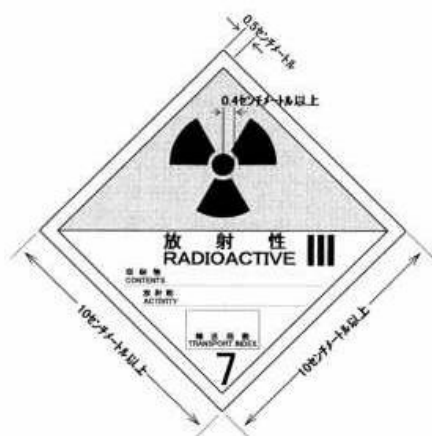
第2号様式（第4条、第14条関係）
第2類黄標識



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる2以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語の部分と、また、本邦内のみを運搬されるものにあっては、標識中の英語の部分とをそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

第3号様式（第4条、第14条、第17条関係）
第3類黄標識



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる2以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあっては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

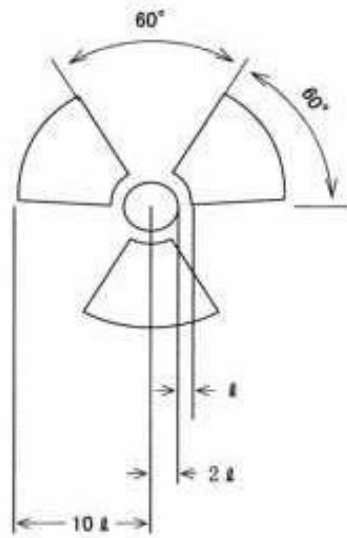
第3号様式の2（第4条、第14条関係）
臨界安全指数標識



- 注1 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
- 2 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 3 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	白
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式（第5条関係）
三葉マーク



注 $\varnothing$ は、0.2センチメートル以上とする。

第5号様式（第6条関係）
コンテナ標識



注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2 φは、0.5センチメートル以上とする。

3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。

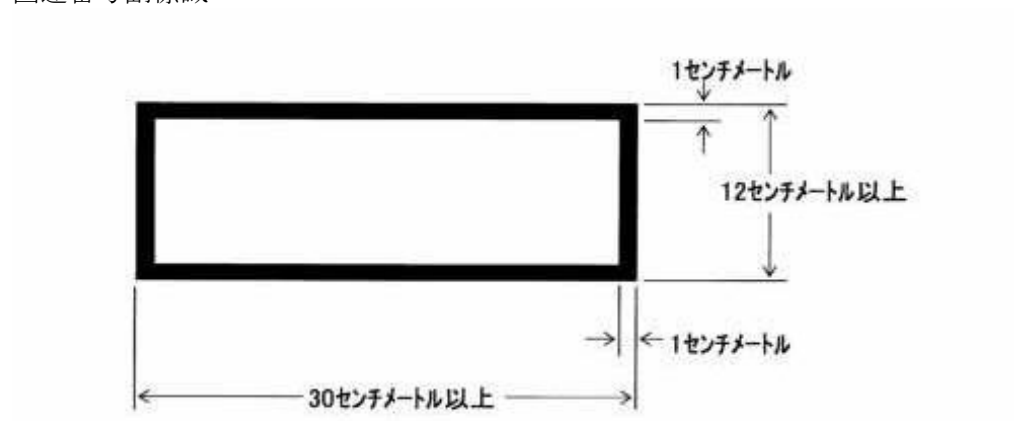
4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分と、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分とをそれぞれ削ることができる。

5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性（RADIOACTIVE）」の文字を削ることができる。

6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	ふちの部分	白
三葉マーク	黒	ふちの内側の線	黒
下半分の地	白	区分線	黒
文字	黒		

第六号様式（第7条、第11条関係）
 国連番号副標識



注 色彩は次表によるものとする。

部 分	色彩
地	橙
ふちの部分	黒

第 7 号様式（第10条関係）
車両標識



- 注 1 三葉マークは、第 4 号様式によるものとする。
 2 0は、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。ただし、注 4 により標識を縮小する場合には、この限りでない。
 4 車両に付すことが困難な場合には、0を、0.2センチメートルまで縮小することができる。ただし、この場合であっては、相対的比率を保たなければならない。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	ふちの部分	白
三葉マーク	黒	ふちの内側の線	黒
下半分の地	白	区分線	黒
文字	黒		

附 則

この告示は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成13年6月28日国土交通省告示第1107号）

（施行期日）

第1条 この告示は平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 この告示の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、この告示による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（以下この条において「新告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にこの告示による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の定めるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。下この条において「原子炉等規制法」という。）第59条の2第2項（第66条第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認（原子炉等規制法第61条の43第1項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。）を受けて、施行日以後運搬される核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 国土交通大臣は、施行日前においても、新告示の定めるところにより、原子炉等規制法第59条の2第2項の確認を行うことができる。

附 則（平成16年12月24日国土交通省告示第1617号）

（施行期日）

第1条 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、第一条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この告示の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、第2条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月26日国土交通省告示第1530号）

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）の一部を改正する告示を次のとおり定め、平成19年1月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日国土交通省告示第381号）

この告示は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年12月26日国土交通省告示第1201号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月12日国土交通省告示第280号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施

行する。

附 則（令和 5 年 6 月 1 日国土交通省告示第564号）

この告示は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第97号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月30日国土交通省告示第422号）

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。